

## 一般名処方に関するお知らせ（一般名処方加算）

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進および、医薬品の安定的供給に向けた取り組みとして、厚生労働省の指示に基づき「一般名処方」を実施しております。

### 1. 一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、有効成分をそのまま名称とした「一般名」で処方箋を発行することです（例：「ロキソニン」ではなく「ロキソプロフェンナトリウム」と記載）。これにより、特定の医薬品が不足した場合でも、薬局で同じ成分を持つ他のお薬をスムーズに受け取ることが可能になります。

### 2. 医薬品の供給状況への対応

現在、一部の医薬品において全国的な供給不安定が続いています。当院では一般名処方を行うことで、保険薬局において在庫があるお薬が柔軟に選択できるよう配慮しています。これにより、患者さんに必要な薬剤が滞りなく渡る体制を維持しています。

### 3. 長期収載品の選定療養について

令和6年10月より、患者さんがご自身の希望で「先発医薬品（長期収載品）」を選択された場合、後発医薬品との差額の2分の1に相当する金額を「特別の料金（選定療養）」として、患者さんにご負担いただく仕組みが導入されています。

- 一般名処方により、患者さんは薬局の薬剤師と相談しながら「後発医薬品」を選択して費用を抑えるか、「先発医薬品」を選択して追加費用（選定療養）を支払うか、その場で柔軟に選択することができます。

### 4. 趣旨のご説明とご相談

当院では、上記の供給状況や選定療養の趣旨を踏まえ、一般名処方のメリットについて患者さんに十分な説明を行うよう努めております。

- 「自分のお薬はどうなるのか」「費用にどのくらい差が出るのか」など、ご不明な点やご不安がある場合は、医師またはスタッフへお気軽にご相談ください。
- 医療の質と安全性を担保しつつ、患者さんの経済的負担の軽減と利便性の向上に寄与することを目指しています。